

復興支援フォーラムニュース No.4

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫(tkonno67@gmail.com) 中井勝己(024-548-8313)>

【第3回 「ふくしま復興支援フォーラム」2012. 1. 11・レジュメ】

「人間復興に向けた損害賠償運動の意義 ～農業を中心として～」

根本敬 (福島県農民連事務局長)

はじめに一電源立地県 福島からの問いかけ 福島県エネルギー政策検討会「中間取りまとめ」から
福島が問いかけていたもの

○本県は、平成8年の「三県知事提言」以降、新しい体質のもとで、原子力政策を推進すべきである
旨の提言を何度となく行ってきたが、国の原子力行政の体質・体制は当時とほとんど変わっていない、
むしろ部分的には後退しているとすら言えるのではないか。

○西澤潤一岩手県立大学学長(第7回検討会講師) あるところから送られてきた教科書を見たら「原
子力は夢の技術だ、こんないいものはない」という調子で一貫していた。「ちゃんとやらないと危な
い」ということは一つも書いていない。それは非常におかしいのではないかと申し上げた。

○中村 政雄 科学ジャーナリスト(第12回検討会講師) 日本の原子力開発は、余り議論をしない
で対症療法で場当たりのやってきた。根本的に自分で開発したものではなく、輸入の技術であり、
技術の消化に精一杯で、政策的な成熟というか、煮詰めることが不足していたように思う。

○福島県内の原子力発電所は、稼働から30年が経過した原子炉があるなど高経年化が進んでおり、
将来予想される廃炉という事態にどう対処していくべきか、廃炉を見据えた地域の将来を真剣に考え
る時期にあるのではないか。

1. 被災者に人権はないのか

①3月12日午後、南相馬市小高区「浮舟文化会館」で見て経験したもの

②「あなた方被災者は、どんなことがあっても人間として扱われる権利があります」のメッセージ
をいまだ見たことがない。被災者に人権はない。

③私が抱いた思い

2. 放射能によって傷つけられ続ける福島、置き去りにされる福島

—放射性物質は「無主物」、そして「原発事故そのものが収束に至った」

原発地域住民、原発事故にさらされた国民を守る法律は一つもない。住民にたいする退避勧告・退
避指示の法的根拠は、原子力災害対策措置法第15条第3項にある。災害対策基本法を読み替えて適用

—原発から飛び散った放射性物質は東京電力の所有物ではない。したがって東京電力は除染に責任
を持たない。東京電力は放射性物質を「もともと無主物であったと考えるのが実態に即している」。

環境基本法は、第13条で「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」と定め、放射能汚染の問題については、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・土壌汚染関係立法などの枠外。さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、廃棄物から「放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。」

— 「原発事故そのものが収束に至った」という発言を撤回しろという申し入れに対し、保安院の担当者は、事故収束はあくまでオンサイト（原発敷地内）の話であり、今後原発の状況が悪化して新たな避難指示を出すなどの可能性は消えた、という意味であることを強調。

— 「放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」が施行

そこで成立したのが「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」。収束宣言が出されたことと相まって「置き去り」にされる。双葉町は「有効な除染技術が確立されていない現状で、国の膨大な経費を使うことに同時できない」としてモデル事業そのものへの参加を拒否。特にモデル事業対象の12市町村の大半は山林で、山林除染モデルは全く進まず。1msvを超える汚染地域は、総面積で秋田県の総面積に匹敵する1万1600平方キロメートル。除去物を一時的に置く仮置き場の選定は、多くの自治体で決まらず。仮置き場での保管は「3年程度」、中間貯蔵施設も決まらない中で住民の合意はなかなか得るのは難しい現状。しかも中間貯蔵施設は、東京ドーム22杯分に及び最長30年間保管するという巨大施設。

3. 汚染地域でどう生き抜くか

放射性物質の「除染」除くことは基本的にできない。「散らす」か「集める」、「閉じ込める」

水田土壌のセシウムが、現在の10分の1になるには、約30年かかるというデータ。

<http://tumu-tumu-tsumura.blog.so-net.ne.jp/2011-11-13>

福島県の水田から暫定基準値を超えるセシウムが検出、未だ明確な原因が究明されていません。水田の土壌調査は、深さ15センチメートルまでの土を採取して調査。セシウムは、表層数センチに蓄積しており、いくら耕すからといって15センチメートルを掘り下げたデータではどうなのかと何回も福島県に質してきた。文科省が公表している「第3次航空機モニタリング結果とセシウム137の土壌濃度マップの比較について」のデータは、「1平方メートル」の値。その地域がどれだけ汚染されているかによって対策を打つことが大事。得られた数値によってどう作物を栽培してゆくか、「作る」ことによって実証してゆくしかない。その作った作物のデータをきちんと調べることはもちろん。さらに基準値以下だったら「安全」だとは考えない。いのちを育むものがいのちを脅かすことに加担する訳にはいかない。

4. 「人権」としての損害賠償請求

原子力損害賠償法は、もともと原子力産業が立ち上がれないほどの痛手を受けることのないように作られたものである。一般の被爆者の被害救済のために作られたものではない。東京電力の福島原子力発電所事故の賠償範囲を検討する原子力損害賠償紛争審査会に対して要望書を提出していた。

要望書は今回の原発事故について、「弊社としては、本件事故による損害が原子力損害の賠償に関する法律3条1項ただし書きにいう『異常に巨大な天災地変』に当たるとの解釈も十分可能であると考えております」と主張。

■組織はたたかう中で増え、強くなる。

農家個々が自らの受けた損害を「自覚」することから、たたかいは始まる。自覚しその額を証明するには「仲間」の力が必要になる。

(ア) 「委任」では自分がどれだけ「損害」を受けたか、いつ、どれだけの額が支払われるのかわからない。損害は、ひとりひとり違う。東電と向き合いながら損害額を確定し、自らが納得し、自己決定する。

(イ) 東電（加害者）が要求する「請求資料」ではなく、被害者が「人権」として被害を認めさせる一個別交渉しかない

(ウ) 農産物の被害は「風評被害」ではなく「実害」である。

損害賠償は、農民として生き抜く「自覚」と「覚悟」がベースになっている。それは、まさにたたかうことであり、仲間を増やすことに直結している。

5. 作物を育て、損害賠償を闘うことは組織を創りかえること。

福島県農民連は、農民連に結集して、農家ひとりひとりが損害賠償を勝ち取ろうと呼びかけている。それは、農民自身が持つものを作る力、自覚的に闘う力を引き出すのが農民連の役割であると考えているから。単に「食糧」生産だけではなく農村が持つ豊かな「糧」「資源」を最大限に活かし困難な中で必ず「次の世代に美しい福島」を手渡すために幾世代にもわたって積み上げてきた叡智を結集して闘い続ける。

☆ 第4回フォーラムのご案内(1月28日)

第4回「ふくしま復興フォーラム」は、以下の要領で行います。
多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時 2012年1月28日(水) 14時00分～16時00分(予定)

報告者 丹波 史紀 氏 (福島大学准教授)

テーマ 「双葉郡8町村住民実態調査について」

会場 福島市 市民活動サポートセンター・多目的ホール
(チェンバおおまち 3F) (福島市大町4-15)

<紹介>

☆ 「ふくしまからの発信 ☆ (震災に関わる「ふくしま」での研究・実践活動から)

④鈴木浩「原発災害と復興まちづくりの課題」

(佐藤滋編『東日本大震災からの 復興まちづくり』大月書店 2011.12.16 ¥2200 51 頁)

* 震災に関連して「ふくしま」から発信されている文献などがありましたら、
お知らせください。 (tkonno67@gmail.com)

仮設住宅のヒアリングを通して

鈴木 浩

1月5日、仮設住宅めぐりをしてきました。

飯野町にある飯館村仮設住宅の「管理人」さんにお話を聞きました。飯館村が独自に臨時職員として採用している管理人制度によるものです。親身になって相談に当たっている姿はやはり居住者にとっては大きな救いになっているようです。しかし、長い間、村づくりの基礎になっていた「行政区」単位にコミュニティが再生されることができればと話されていました。

桑折町にある浪江町仮設住宅では仮設住宅ごとに組織されている自治会長さんにお会いしました。それぞれに、時間の経過とともに一定期間戻れないことを覚悟し始めているようです。がしかし、やはり現在の仮設住宅生活には限界があるというのです。出来れば従来の地元のコミュニティ単位ごとに再集結して一年に何度かの町や村全体としての行事をやることなど、の要望が少しずつイメージとしても示されるようになってきています。浪江町仮設ではご高齢の S さんもお話できました。彼女は語り部活動など積極的にやってくられた方で、今回の災害後に自費出版で「恐ろしい放射能の空の下」という本を出されています。今でも自分で車を運転して出かけたりしているようです。話を頼まれたらどこにでも出て行きたいと元気に話しておられたのが印象的でした。

大学でも、フォーラムでもいかがでしょうか。自治会長さんも仮設の問題点や色々な注文をもっておられるので、このお二人のお話はぜひみんなに聞いてもらいたいと思った次第。

年末に政府から投げかけられている中間貯蔵施設の双葉郡内での受け入れ要請が、年を越していよいよ難しい議論になっているようです。

政府からの申し入れを受けて、知事は地元の自治体と丁寧に検討をしていきたいと表明していました。双葉郡の町村長会にその方向づけを尊重し、また期待していたのでしょう。しかし、その後、双葉郡の町村長が県を訪れ、県も当事者として責任ある対応をしてほしいという牽制球を投げ返された形になりました。しかも、双葉郡の町村長会会長である双葉町長がいち早く町としての反対表明をしてしまったので首長さんたちは県に牽制球を投げざるをえなくなってしまったのではないかと思います。

私の意見は、中間貯蔵施設なるものが、どれほどの科学的な裏づけがあるものなのか、さらに 30 年後に移動する先の「最終処理施設」なるものの科学的な裏づけや立地問題の見通しを相当程度確実なものにしなければやはり難しいのではないかと思います。がしかし、仮処分場問題もいずれ除染活動の本格化とともに火がついてきます。これらについての科学的な裏づけに関する議論が欠落していることに疑問を感じています。

そして、それらのこととは別に仮設住宅などの過酷な避難生活を強いられている人たちの生活再建や生業再開も待たなしであり、これらについての見通しを脇に置くわけにはいきません。私はこれらについての住民の覚悟も時間の経過とともに徐々に見えてきているように感じています。これが今回の仮設住宅視察とヒアリングを通しての実感です。そして、今後の対応として国や県との関係で難しいのですが、仮設住宅の移転や復興公営住宅そして生活関連機能などの再集積を図った避難コミュニティの構築を図っていく必要があるのではないかと感じ始めているところです。これは、それらを受け入れる自治体との協議も必要でしょうし、双葉郡や飯館村の何らかの連携(仮設住宅の相互の住み替えなど)も必要になるでしょう。私たちが仮設住宅を木造にし、買取り方式にしたのはこのような目論見もあったからです。これらの方向性をどう合意形成していくのか。仮設住宅居住者や借り上げ仮設に住んでいる人たちの意見を丁寧に集約していくことが前提です。そしてどこに立地するかは、放射線量のより精緻なマップを政府に作成させ、住民自身がそれを頼りにどの範囲に避難コミュニティが可能かを判断できるようにすることだと思います(これは浪江町馬場町長が政府に要求したことです)。